

監査監第1624号

令和6年2月6日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 江 原 大 輔 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 三 神 尊 志

同 高 子 景

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

## 定期監査及び行政監査結果報告書

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部局等

市民局

市民生活部

市民生活安全課、コミュニティ推進課、人権政策・男女共同参画課

市民協働推進課、消費生活総合センター

区政推進部

経済局

商工観光部

経済政策課、食肉市場・道の駅施設整備準備室、労働政策課

産業展開推進課、商業振興課、観光国際課

農業政策部

農業政策課、農業環境整備課、農業者トレーニングセンター

見沼グリーンセンター、食肉中央卸売市場・と畜場

各区役所

区民生活部

コミュニティ課、区民課、支所

#### (2) 対象事務

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年6月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

## (2) 支出事務

- ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

## (3) 契約事務

- ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。
- イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

## (4) 財産管理事務

- ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。
- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

## (5) 行政事務

- ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。
- イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

## 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

## 5 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

### (2) 監査期間

令和5年8月29日（火）から令和6年1月30日（火）まで

## 6 監査の結果

事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。その他の事務においては、おおむね適正に行われているものと認められた。

### (1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用許可（地区ガバナ等）に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【市民生活安全課】

イ 行政財産の目的外使用許可（地区ガバナ）に係る行政財産使用料において、令和5年度に使用料の納入通知をしているにもかかわらず、令和4年度の歳入としていたため、地方自治法施行令第142条第1項第1号及び第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【市民生活安全課】

ウ 行政財産の目的外使用許可に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) さいたま地方法務局証明書交付窓口

【コミュニティ推進課】

(イ) 自動販売機

【人権政策・男女共同参画課】

(ウ) 自治労さいたま市職員労働組合事務所等

【区政推進部】

(エ) 与野交番等

【経済政策課】

エ 行政財産の目的外使用許可（産業創造財団事務所）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第12の2に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【経済政策課】

オ 公有財産の貸付契約（自動販売機）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたため、さいたま市財産規則第27条、第29条及び第36条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【見沼グリーンセンター】

カ 市場売上高使用料において、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則第78条第1項ただし書に反し、3月分を4月に納付させており、規則と実務で乖離が生じているため、整合を図るべきとする前回意見に対し、「令和3年3月分からは規則どおりに使用料の納付を末日までに行わせる対応に改めまし

た」との措置報告を行ったにもかかわらず、納付期日までに使用料を納付させていなかったもので、適正な事務処理を行うべきである。

○さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則

(使用料納付期日)

第78条 卸売業者の市場売上高使用料は、毎月20日までに前月分を納付しなければならない。ただし、3月分は同月末日までに納付しなければならない。 【食肉中央卸売市場・と畜場】

## (2) 支出事務

ア 会計年度任用職員の職員手当等において、期末手当支給額の算定の際に必要なとなる週当たりの勤務時間数を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【市民生活安全課】

【人権政策・男女共同参画課】

【大宮区区民課】

イ 会計年度任用職員の報酬において、雇入時健康診断の受診時間を勤務時間数に含めていなかったもので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【区政推進部】

ウ 会計年度任用職員の旅費において、通勤経費に係る費用弁償の支給額に誤りがあったので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【区政推進部】

【産業展開推進課】

【西区区民課】

エ 資金前渡において、資金前渡の処理が遅れ、令和4年度予算から支出すべきところ、令和5年度予算から口座振替されていたので、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 中小企業融資システム回線使用料 【経済政策課】

(イ) 支所光熱水費 【見沼区区民課】

オ 支出関係書類を事実と異なる日付で作成していたので、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 負担金、補助及び交付金(さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金) 【見沼区コミュニティ課】

(イ) 報償費（桜みんなのコンサート出演者謝金） 【桜区コミュニティ課】

カ 会計年度任用職員の任用において、雇用保険の被保険者となった旨を届け出ていなかったため、雇用保険法第7条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【緑区コミュニティ課】

キ 会計年度任用職員の任用に係る決裁において、部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【岩槻区コミュニティ課】

### (3) 契約事務

ア 企画提案方式によるE S C O事業の業務委託契約である「さいたま市公衆街路灯LED化事業E S C O契約」において、以下のとおり不適正な事務処理が見受けられた。これは、E S C O事業という複雑・高度な内容の事業にもかかわらず、リスクへの認識が希薄であり、組織的なチェック、マネジメント体制及びコンプライアンスの確保が不十分であったこと、また、市職員の予算・契約事務に関する基本的事項への理解が不足していたことが要因である。令和5年12月定例会にて、さいたま市議会に対し、本件における不適正な事務処理等を踏まえた事業の適正化と再発防止策についての報告が行われたところであるが、今回の事案を契機に内部統制のさらなる充実・強化に向けた取組を行い、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 将来にわたる債務の負担を予算で定める債務負担行為に関し、その執行力が設定年度に限られるにもかかわらず、設定年度以降も有効であると誤認し、債務負担行為の追加設定を行わずに増額変更契約をしていた。

(イ) 契約においては、公衆街路灯の維持管理計画における毎年度の計画上限額が定められているため、その範囲内で業務を行わせるべきであったが、その上限額を超えて業務を行わせていた。

a 契約締結後に受託者と合意した維持管理計画書の記載内容が不明瞭であったため、本来は、別途予算を措置し対応すべき修繕及び新設工事について、本契約で行わせるものと誤認し、行わせていた。また、維持管理計画書の内容について、合意する旨の決裁を経ていなかった。

b 受託者または各区のくらし応援室に市民等から公衆街路灯に係る不具合の通報や新設の要望が寄せられた際、所管課において本契約内での対応可否の判断や、毎年度の計画上限額の範囲内であるかの確認を行わず、受託者に業務を行わせていた。

c 毎年度の計画上限額を超える件数の工事が見込まれる場合は、受託者と協議を実施することとなっていたが、その協議の記録を作成していなかった。

た。また、計画上限額を超えたことを覚知した後も、長期間にわたり対策を講じていなかった。

- (ウ) 履行確認検査において、契約内容の実情に即して契約の履行が確認できる書類等により検査を実施すべきところ、受託者に提出させた維持管理報告書に記載された、市民等からの依頼内容、灯具情報、完了日、工事金額等を書面で確認するのみとし、実際の修繕等の状況を確認していなかった。

【市民生活安全課】

- イ 交通安全施設管理システムの賃貸借及び運用保守契約において、前回の指摘にもかかわらず、予定価格書の作成が行われていなかったため、さいたま市契約規則第11条及び第22条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【市民生活安全課】

- ウ JACK大宮自動車駐車場定期駐車契約において、契約内容の変更に係る専決権者の決裁を経ずに覚書の締結をしていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【消費生活総合センター】

- エ 大宮区役所新庁舎整備事業契約において、令和3年度に締結すべき確認書を令和2年度に締結していたため、地方自治法第208条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【区政推進部】

- オ (仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備造成等基盤整備基本設計業務委託契約等において、一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【食肉市場・道の駅施設整備準備室】

- カ 令和5年度軽貨物CNG自動車賃貸借再リース契約において、令和5年度に締結すべき契約を令和4年度に締結していたため、地方自治法第208条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【農業者トレーニングセンター】

- キ 区制施行20周年及び大宮区鉄道フェスタ啓発グッズ作製業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用できないにもかかわらず、随意契約としていたため、地方自治法第234条第1項及び第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【大宮区コミュニティ課】

#### (4) 財産管理事務

- 公有財産の貸付契約(キッチンカー)において、公募の公告に係る決裁を経ていなかったため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【コミュニティ推進課】

(5) 行政事務

ア 取得経緯不明の図書カードを金庫内に保管していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【区政推進部】

イ 拾得物件を金庫内で保管していたので、遺失物法に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) ICカード乗車券 【見沼グリーンセンター】

(イ) 印鑑登録証等 【南区区民課】

ウ 会計年度任用職員の勤務条件について（意見）

勤務条件を明示するために交付する任用通知書において、勤務日数等が不明確である事例が見受けられた。勤務日数等は、年次有給休暇の付与日数や期末手当の算定にも影響を及ぼすものである。各所属においては、関係課所の協力のうへ、現行の事務処理を再度確認し実効性のある内部統制の取組を進められたい。

【市民生活安全課】

【人権政策・男女共同参画課】

【区政推進部】

【食肉中央卸売市場・と畜場】

【大宮区 区民課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。